

5 補助等の手続き

(1) 施術

- ① 施術にあたっては、国民健康保険又は、後期高齢者医療の資格確認書または資格情報のお知らせとともに、シール式受療証の提示を求めてください。
- ② 被保険者に施術を行ったときは、施術録に必要事項を記入してください。(「6 施術録」を参照)
- ③ 施術後、はりきゅう補助金明細書に施術日を記載し、シール式受療証よりシールを1枚はがして明細書の該当箇所に貼り付けてください。また、シールを剥がした部分に施術日と市が配布する指定番号入りのゴム印を押印してください。
- ④ 被保険者から自己負担額を徴収し、領収書(注1)を交付してください。

(自己負担額)

国民健康保険	1術(はり又はきゅう)	1,500円/回
	2術(はり及びきゅう)	1,650円/回
後期高齢者	1術・2術ともに	1,100円/回

【(注1) 領収書についての説明】

領収書は次のとおり、本市から配布しています。

領収書は本市配布以外のものを使用しても差しつかえありませんが、補助対象の施術とそれ以外の施術を行った場合は、それぞれが確認できるように作成してください。

(領収書の書式) 市が指定する領収書はA5サイズで施術所控の部分からミシン目で利用者交付部分を切り取って交付する形式で、冊子(1冊×50ページ)になっています。(別紙見本のとおり)

(施術所への配布) 新規認定の施術所に国保1術用×2冊、国保2術用×2冊、後期用×2冊を郵送配布します。(会に所属されている施術所は各会を通じて配布します。) 以降は、会に所属しない施術者に関しては、在庫が不足した場合は、他の請求関係様式で現在行っているのと同様に、国保事務センターへ電話連絡いただければご希望の部数を施術所に郵送配布します。

(点字対応について) 視覚障害がある施術師の方については、ご希望いただければ領収書冊子の表紙に金額の点字シールを貼ったものを配布します。

(領収書の記入) 記入例集を参考に記入されてください。

- ⑤ 「はり、きゅう補助金請求明細書」の委任状の欄に、委任者の氏名と記名した日付を記入してもらってください。氏名が自署でない場合は押印が必要です。
- ⑥ 毎回、施術を行うたびに、利用者に補助金請求明細書の1術、2術のいずれかの欄にシールを貼り付けてもらってください。また、症状に応じて「抹しよう神経疾患」のときは1に、「運動器疾患」のときは2に○をつけてください。

※ 障害等級1級～3級の視覚障害があって、事前に保険年金課に登録している場合は、③の受療証への施術日の記入と押印及び④の領収書の交付は省略することができます。

ただし、領収書については、民法(486条)等の規定により利用者が、領収書の交付を求めた場合まで領収書の交付が省略できるものではありません。

(2) 補助申請の手続き

補助金の支給は、原則として施術が行われた月の翌月末に口座振込で行うこととしていますので、次のとおり、担当施術師が書類を作成し、補助金の支給の手続きを行ってください。

【提出書類】

- ① シール式受療証を貼り付けた「国民健康保険はり・きゅう補助金請求明細書（施術者一人用又は施術者複数用）」
- ② シール式受療証を貼り付けた「後期高齢者はり・きゅう補助金請求明細書（施術者一人用又は施術者複数用）」
- ③ 「国民健康保険はり・きゅう補助金請求書」
- ④ 「北九州市後期高齢者はり・きゅう補助金請求書」

【提出先】

保健福祉局保険年金課

【提出期限】

保健福祉局保険年金課に毎月10日（休日の場合は翌営業日）必着で提出してください。

ただし、会所属の方は、それぞれ所属の会の〆切に従ってください。

年度末（3月）施術分の請求書提出期限

年度末である3月施術分の請求書は、4月10日（休日の場合は翌営業日）必着となります。4月10日（休日の場合は翌営業日）より後に届いた場合は支給できませんので、ご注意ください。

※年度が替わってから過去の年度の請求書を遡って提出されるケースが増えています。

年度が替わってからの補助金のお支払いはできません。必ず期限を守ってください。

※この事業は市独自の補助事業です。医療保険の対象として行うはりきゅう療養費とは異なり、年度をまたいで補助金を請求することはできませんのでお気を付けてください。

(3) 点字に対する対応

① 北九州市鍼灸マッサージ師会、戸畠鍼灸マッサージ師会の場合

- ・点字翻訳委託料の交付を希望する鍼灸師会（北九州市鍼灸マッサージ師会は、区会ごと）は、年度当初に北九州市と点字翻訳業務委託契約を締結してください。
- ・点字翻訳を行った場合、各鍼灸師会（北九州市鍼灸マッサージ師会は、区会ごと）は、保健福祉局保険年金課に毎月 10 日（休日の場合は翌営業日）までに点字翻訳報告書を提出して翻訳委託料を請求してください。

② ①のいずれにも属していない場合

- ・保健福祉局保険年金課に毎月 10 日（休日の場合は翌営業日）までに明細書、請求書及び内

訳書にそれぞれの点字文をクリップ等でセットして提出してください。

(4) 補助金の支給

① 毎月提出期限までの請求分については、登録している口座に毎月の末日までに振り込みます。また、補助金の支給通知を補助金の支給先（会所属の方は、所属の会代表者）に通知します。

ただし、施術の確認に応じない場合や施術の確認ができなかった場合は、確認ができるまで支払を停止することがあります。

② 検査に応じない場合や非協力的な場合については、請求書を受理しないことがあります。

③ 当該はり、きゅう師が補助金の返還を命じられ、当該補助金、違約加算金又は延滞金を納入しないときは、指定を取り消すことがあります。（国保規則第11条及び後期規則第10条）

(5) 補助金の返還等

次に該当した場合は支給した補助金を返還していただきます。

返還となった原因	返還の方法等
① 北九州市国民健康保険の被保険者又は北九州市内に住所を有する福岡県後期高齢者医療制度の被保険者資格を有しない者が施術を受けた場合	ア 施術の日に保険者の確認を適正に行っていた場合 利用者本人に返還請求を行います。 イ 上記以外 納付書により金融機関で返還。
② 故意又は重大な過失によらない理由により、過払いとなった場合（被保険者の責任によるものを除く。）	
③ 偽りその他不正な行為によって補助を受けた場合	返還額が確定した場合は、期限を定めて補助金の返還命令を行います。 この場合は北九州市補助金等交付規則の例により、違約加算金の納付を命じます。 また、期限までに補助金の返還が行われない場合には延滞金の納付を命じます。 ※注 補助金の返還のほか、指定取消しの対象となります。

(6) 補助金返還の手続き

- ① 市が、上記（5）③に該当すると判断し、その返還額が確定した場合は、期限を定めて補助金の返還命令を行う。
- ② 上記①の期限は通知を発した日から20日以内とする。
- ③ 補助金の返還を命じられた場合は、補助金の受領の日（市が振り込みを行った日）から補助金の返還を行った日までの日数に応じて年10.95%の割合で計算した違約加算金を市に納入しなければならない。
- ④ 期限までに補助金の返還が行われない場合には、納期日の翌日から納入までの日に応じて年14.6%の割合で計算した延滞金を市に納入しなければならない。